

2024年6月14日

各位

会社名 株式会社エンゼルグループ
(コード番号 5534 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 新保 光栄
問合せ先 取締役コーポレート本部長 徳畑 哲司
TEL 03-6256-0155
URL <https://www.angel.co.jp/>

臨時株主総会開催日、付議議案の決定、定款の一部変更及び取締役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年7月30日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます）の付議議案について、下記の通り決議いたしましたので知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会の開催日及び場所

開催日時：2024年7月30日（火曜日）午後4時

開催場所：東京都千代田区有楽町二丁目10番1号 東京交通会館
地下2階 第二会議室 A

2. 本臨時株主総会の付議議案

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

3. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう、現行定款第19条（取締役の員数）に定める監査等委員である取締役の員数を、4名以上から4名以内に変更するものであります。

(2) 変更の内容は下記に記載のとおりであります。

現行定款	変更案
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、6名以内とする。 2.当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、 <u>4名以上</u> とする。	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、6名以内とする。 2.当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、 <u>4名以内</u> とする。

4.監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役佐藤信祐氏は、本総会開催月の末日をもって辞任されますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式の数
いとう さえこ 伊東 幸恵子 (1973年4月28日)	1999年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入社 2003年9月 税理士法人トーマツ(現デロイト トーマツ税理士法人) 出向 2005年9月 税理士法人トーマツ(現デロイト トーマツ税理士法人) 入社 2007年8月 FAソリューションズ株式会社入社(現任) (重要な兼職の状況) 2007年8月 FAソリューションズ株式会社入社(現任)	—
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 伊東 幸恵子氏を社外取締役・監査等委員である取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士として財務調査及び計画策定支援・モニタリング・不正調査・月次決算レビュー等をはじめに会計税務について豊富な知見を有しており、当該知見を活かして特に連結財務諸表作成支援、株式公開支援、財務デューデリジェンスについて専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、取締役の報酬等の内容決定に関する方針に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>		

- 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 伊東幸恵子氏は、社外取締役候補者であります。
- 伊東幸恵子氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、伊東幸恵子氏(監査等委員である取締役に就任した場合)が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
- 伊東幸恵子氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び取締役(監査等委員)であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により当社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む)に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。
- 伊東幸恵子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。

以上